

学校いじめ防止対策

1. いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) いじめの定義

いじめとは、「当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものとする。」（文部科学省 児童生徒の問題行動等指導上の諸問題に関する調査における定義）

- 「一定の人間関係のある」とは、同じ学校・学級や部活動の者、当該児童生徒等が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童等と何らかの人間関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒等の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

(2) 基本理念

すべての生徒及び教職員・保護者が「いじめはどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識をもち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、学校の教育活動全体を通して「いじめは絶対に許さない」という雰囲気醸成に努める。
- ② いじめられている生徒（保護者）の立場に立ち、学校全体をあげて絶対に守り通す。
- ③ いじめている生徒に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 保護者との人間関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2. いじめ防止等のための対策の基本となる事項

【1】基本施策

(1) いじめの防止

- ① 人権教育、道徳教育、特別活動を通して、規範意識や集団の在り方について学習を深める。
- ② 学校生活での悩みの解消を図るために、SCなどを効果的に活用する。
- ③ 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善・充実を図る。
- ④ インターネットによるいじめについての啓発・指導を計画的に行う。
- ⑤ 教職員の言動でいじめを誘発、助長、黙認することがないように細心の注意を払う。
- ⑥ 教職員研修の充実や気軽に相談できる雰囲気作りに努めるとともに、公的な相談機関、相談窓口の周知徹底を図る。
- ⑦ PTA総会や保護者会、学校だよりや学年通信を通して保護者への協力を依頼する。

(2) いじめの早期発見のための措置

- ① 学校生活アンケートの実施（年1回：6月）
- ② 教育相談(二者面談)の実施（年2回：6月・8月）
- ③ 三者面談の実施（年1回：11月）
- ④ 学校評価アンケートの実施（年2回：7月・12月）
- ⑤ SCとの定期相談（毎月1回）
- ⑥ 生活ノートの点検や日常の学校生活の観察 など
- ⑦ いじめ発見のチェックポイントの活用（随時）

